

事務連絡
令和3年12月6日

各都道府県 男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））関係事務処理について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））関係事務処理について」（令和3年11月26日付け内閣府本府令和3年経済対策給付金等事業担当室事務連絡）（以下「事務連絡」という。）が別添1のとおり発出されました。本事務連絡について特にご留意いただきたい事項は、下記のとおりです。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、本事務連絡の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

記

1 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等

配偶者暴力相談支援センター等においては、本給付金の申出を行う避難者に対応する際に、本事務連絡に記載されている取扱いについて案内していただくとともに、必要に応じて本給付金担当窓口に対して相談を行うように助言等していただきますようお願いいたします。

2 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行

避難者が満たすべき「一定の要件」については、別添1の事務連絡において「婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合」が掲げられていることに加えて、別添2「令和3年度子育て世帯等臨時

特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))自治体職員向けQ&A」において、民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書でDV避難者の要件を確認しても差し支えないとされていることを踏まえ「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等を発行する機関や団体において適切な対応がなされるよう周知をお願いいたします。

また、前記確認書を発行する際は、別紙様式(有効期限:令和4年3月31日まで)を参考としていただきますよう合わせて周知をお願いいたします。

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
菊地

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37547)